



平成 30 年 1 月 19 日

各 位

東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号  
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス  
代表取締役社長 岡本 晴彦  
(コード番号：3387 東証第一部)  
問い合わせ先 専務取締役 川井 潤  
電話 03-5488-8001 (代表)

当社子会社（S F Pホールディングス株式会社）による  
自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社の子会社である S F Pホールディングス株式会社（以下、「S F Pホールディングス」という）は、本日開催された同社取締役会において、別添のとおり自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」という）を行うことを決議いたしました。

また、当社は本日開催された当社取締役会において、当社の保有する S F Pホールディングス普通株式 3,200,000 株（約 65 億円相当）について、本公開買付けに応じる旨、決議いたしました。

なお、当社の当期（平成 30 年 2 月期）の連結業績に与える影響はありません。

以上



平成 30 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 S F P ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠  
 (コード番号：3198 東証第二部)  
 問合せ先 常務取締役 坂本 聡  
 (TEL. 03-5491-5869)

自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付け並びに  
 自己株式の消却方針に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関し、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会において決議された、自己株式の取得に係る事項についての変更及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うこと並びに取得する自己株式の消却方針について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

## 記

## I. 自己株式の取得に係る事項の変更

## 1. 自己株式の取得に係る事項の変更を行う理由

当社はこれまで、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的に、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会における決議に基づき自己株式の市場買付けを行ってまいりましたが、現在の自己株式の取得状況、市場環境と資本の状況を総合的に勘案し、将来的な株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）一部指定を見据えた当社普通株式の流通株式比率の向上にも配慮しつつ、資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の買付けを行うため、自己株式の取得に係る事項を変更するものであります。

## 2. 自己株式の取得に係る事項の変更の内容

- (1) 平成 29 年 10 月 13 日及び平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会の決議内容を以下のとおり変更いたしました。変更箇所は下線で示しております。

	変更前	変更後
(1) 取得対象株式の種類		当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数	550,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.88%)	3,767,600株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 13.07%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,210,000,000円(上限)	7,681,314,000円(上限)
(4) 取得期間	平成29年10月16日～平成30年2月28日まで	平成29年10月16日～平成30年3月31日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付	東京証券取引所における市場買付 (平成29年10月16日～平成30年1月19日まで) 自己株式の公開買付け (平成30年1月22日～平成30年3月31日まで)

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

取得対象株式の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	517,500株	1,083,611,000円

## II. 自己株式の公開買付け

### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店による事業規模の拡大と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財務状態を勘案し、配当性向 30%程度を目安として、安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。これらの具体的な取り組みは以下のとおりです。すなわち、自己株式の取得について、平成30年2月期においては、平成29年3月1日から平成30年1月19日までの間に、市場買付けによる自己株式の取得により、株式数で合計764,200株(当社の発行済株式総数に対する割合: 2.60%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合に関する計算において同じ。))、取得価格で合計1,507,288,700円の自己株式を取得しております。また、自己株式の消却については、最近の取り組みとして、平成29年10月13日現在当社が保有していた自己株式246,730株について、平成29年7月13日開催の取締役会の決議を経て、平成29年10月13日に消却しております。

平成29年12月20日に、当社親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス(以下、「クリエイト・レストランツ・ホールディングス」といいます。本日現在の保有株式数19,634,300株、発行済株式総数29,353,270株に対する割合66.89%となります。)より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。クリエイト・レストランツ・ホールディングスは、飲食事業を行う会社であります。当社は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスからの連絡を受けて、当社資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、また、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案するとともに、将来的な東京証券取

引所一部指定を見据えた当社普通株式の流通株式比率の向上にも資するものと評価し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な手法等の検討を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 12 月 21 日に、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるると同時に、かかる自己株式の取得について全額を自己資金により充当した場合においても、平成 29 年 12 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 76 億円であり、本公開買付けの買付資金として充当した後も、当社手元流動性は十分確保でき、更に、事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されることが見込めるため、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと判断いたしました。また、併せて、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上で、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成 29 年 12 月 25 日に、クリエイト・レストランツ・ホールディングスに対し、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の市場価格を基礎として一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 29 年 12 月 26 日に、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、平成 30 年 1 月 18 日に、本公開買付けの具体的な条件についてクリエイト・レストランツ・ホールディングスと協議いたしました。当社は、平成 30 年 1 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円（円未満を四捨五入）に対して 9.42%のディスカウントを行った価格（なお、取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 2,054 円に対しては 1.17%のディスカウントとなる価格）を本公開買付価格とすることをクリエイト・レストランツ・ホールディングスに提案したところ、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、取締役会での機関決定を得ることを条件に上記条件にてその保有する当社普通株式 19,634,300 株（発行済株式総数に対する割合 66.89%）の一部である 3,200,000 株（発行済株式総数に対する割合 10.90%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得ると同時に、本公開買付け後もクリエイト・レストランツ・ホールディングスが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 16,434,300 株、発行済株式総数に対する割合にして 55.99%）については継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、取得価額、取得期間及び取得方法を変更すること、本公開買付価格を取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円に対して 9.42%のディスカウン

トとなる価格（なお、取締役会決議日の前営業日（平成30年1月18日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値2,054円に対しては1.17%のディスカウントとなる価格）を本公開買付価格とすること、及び本公開買付けにより取得した自己株式については、本公開買付けの終了後に速やかに消却することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である両角元勝は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスの人事総務本部副本部長兼人事部長を兼務しており、また、当社の取締役（監査等委員）である森本裕文は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスの取締役（監査等委員）を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性を高める観点から、上記の取締役会の審議及び決議に一切関与していません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 日程等

取締役会決議	平成30年1月19日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成30年1月22日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成30年1月22日（月曜日）
買付け等の期間	平成30年1月22日（月曜日）から 平成30年2月19日（月曜日）まで（20営業日）

### (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金2,030円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上で、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である平成30年1月19日の前営業日（同年1月18日）の当社普通株式の終値2,054円、同年1月18日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,241円（円未満を四捨五入）及び同年1月18日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,060円（円未満を四捨五入）を参考にいたしました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けすることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成29年12月25日に、クリエイト・レストランツ・ホールディングスに対し、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の市場価格を基礎として一定程度ディスカウ

トを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 29 年 12 月 26 日に、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、平成 30 年 1 月 18 日に、本公開買付けの具体的な条件についてクリエイト・レストランツ・ホールディングスと協議いたしました。当社は、平成 30 年 1 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円（円未満を四捨五入）に対して 9.42%のディスカウントを行った価格（なお、取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 2,054 円に対しては 1.17%のディスカウントとなる価格）を本公開買付け価格とすることをクリエイト・レストランツ・ホールディングスに提案したところ、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、取締役会での機関決定を得ることを条件に上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 3,200,000 株（発行済株式総数に対する割合：10.90%）について本公開買付けに応募する旨、また本公開買付けに応募しない当社普通株式 16,434,300 株（発行済株式総数に対する割合：55.99%）については、今後も引き続き保有する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 1 月 19 日の取締役会決議により、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円（円未満を四捨五入）に対して 9.42%のディスカウントを行った価格（なお、取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 2,054 円に対しては 1.17%のディスカウントとなる価格）である 2,030 円（円未満を四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である 2,030 円は、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である平成 30 年 1 月 19 日の前営業日（同年 1 月 18 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 2,054 円から 1.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年 1 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円（円未満を四捨五入）から 9.42%、同年 1 月 18 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,060 円（円未満を四捨五入）から 1.46%、それぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は、平成 29 年 12 月 20 日に市場買付けによる自己株式の取得によって、23,700 株を 1 株につき単純平均値 2,395.72 円（円未満第三位を四捨五入）で取得しております。当該自己株式の取得は、平成 29 年 10 月 13 日及び平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会における決議に基づき、平成 30 年 1 月 19 日の最近日（平成 29 年 12 月 20 日）において当社が実施した自己株式の取得であります。当該取得価格は、取得日（平成 29 年 12 月 20 日）の市場価格によって決定されたのに対し、本公開買付け価格の 2,030 円は本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（平成 30 年 1 月 18 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,241 円（円未満を四捨五入）に対して 9.42%のディスカウントを行った価格である 2,030 円（円未満を四捨五入）によって決定されているため、当該取得価格及び本公開買付け価格の間には 365.72 円の差異が生じております。

## ②算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店による事業規模の拡大と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財務状態を勘案し、配当性向 30%程度を目安として、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

平成 29 年 12 月 20 日に、当社親会社であるクリエイト・レストランツ・ホールディングスが保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。当社は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスからの連絡を受けて、当社資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、また、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案するとともに、将来的な東京証券取引所一部指定を見据えた当社普通株式の流通株式比率の向上にも資するものと評価し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な手法等の検討を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 12 月 21 日に、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると同時に、かかる自己株式の取得について全額を自己資金により充当した場合においても、当社手元流動性は十分確保でき、更に、事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されることが見込めるため、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと判断いたしました。また、併せて、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上で、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。また、当社は、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社であるクリエイト・レストランツ・ホールディングスと当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社の社外取締役（監査等委員）である安藤算浩及び池田竜郎より、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではない（詳細は、後記「3. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。）と判断する旨の意見書を取得しております。

そこで当社は、平成 29 年 12 月 25 日に、クリエイト・レストランツ・ホールディングスに対し、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の市場価格を基礎として一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成 29 年 12 月 26 日に、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、平成 30

年1月18日に、本公開買付けの具体的な条件についてクリエイト・レストランツ・ホールディングスと協議いたしました。当社は、平成30年1月18日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値2,241円（円未満を四捨五入）に対して9.42%のディスカウントを行った価格（なお、取締役会決議日の前営業日（平成30年1月18日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値2,054円に対しては1.17%のディスカウントとなる価格）を本公開買付け価格とすることをクリエイト・レストランツ・ホールディングスに提案したところ、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、取締役会での機関決定を得ることを条件に上記条件にてその保有する当社普通株式19,634,300株（発行済株式総数に対する割合：66.89%）の一部である3,200,000株（発行済株式総数に対する割合：10.90%）について本公開買付けに応募する旨、また本公開買付けに応募しない当社普通株式16,434,300株（発行済株式総数に対する割合：55.99%）については、今後も引き続き保有する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年1月19日の取締役会決議により、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成29年1月18日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値2,241円（円未満を四捨五入）に対して9.42%のディスカウントを行った価格である2,030円（円未満を四捨五入）とすることを決定いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,250,000株	一株	3,250,000株

（注1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（3,250,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（3,250,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### （5）買付け等に要する資金

6,625,000,000円

（注）買付予定数（3,250,000株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

#### （6）決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地



(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成30年3月13日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成30年2月19日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

（7）その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求される場合があります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社親会社であるクリエイト・レストランツ・ホールディングスは、保有する当社普通株式19,634,300株（本日現在、発行済株式総数に対する割合にして66.89%）の一部である3,200,000株（発行済株式総数に対する割合10.90%）について、本公開買付けに対して応募する意向を表明しております。

なお、当社は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスより、本公開買付け後もクリエイト・レストランツ・ホールディングスが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上

記株式が全部買い付けられた場合は 16,434,300 株、発行済株式総数に対する割合 55.99%) については継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

### 3. 支配株主との取引等に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

クリエイト・レストランツ・ホールディングスは当社の発行済株式総数の 66.89%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 29 年 5 月 30 日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社は、支配株主との間に取引が発生する場合には、他の会社と取引を行う場合と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、少数株主の権利を保護するよう努めております。」としております。

本公開買付けによるクリエイト・レストランツ・ホールディングスからの自己株式の取得に際して、少数株主の不利益となるような取引とならないよう以下の措置を講じているため、取引条件及び取引の決定方針等につきましては、一般の取引と同様に決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性を担保する観点から十分に検討を重ねた結果、クリエイト・レストランツ・ホールディングス以外の株主の皆様にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、当社の取締役である両角元勝はクリエイト・レストランツ・ホールディングスの人事総務本部副本部長兼人事部長を、当社の取締役（監査等委員）である森本裕文はクリエイト・レストランツ・ホールディングスの取締役（監査等委員）を、それぞれ兼務しているため、自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、自己株式の取得及び本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、平成 30 年 1 月 19 日開催の当社取締役会において、両角元勝及び森本裕文を除く全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査等委員全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

さらに、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、クリエイト・レストランツ・ホールディングスとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（監査等委員）である安藤算浩及び池田竜郎から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 30 年 1 月 19 日に取得しております。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、クリエイト・レストランツ・ホールディングスとの間に利害関係を有しない、社外取締役

(監査等委員)である安藤算浩及び池田竜郎に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないか、また、自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられているかについての意見を依頼いたしました。

当該監査等委員は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、本公開買付けの算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。

その結果、当社は、当該監査等委員より、「本公開買付けの目的については、当社の資本政策の観点から不合理なものとは認められないこと」、「自己株式の具体的な取得方法については、少数株主が公開買付け期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性を担保する観点から少数株主にとって特段不利益な内容ではないこと」、「本公開買付けの算定方法については、少数株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格としており、クリエイティブ・レストランズ・ホールディングスに特に有利な条件での取引には該当しないこと」及び「自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際して、当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として、特別利害関係を有する可能性がある両角元勝及び森本裕文は取締役会の審議及び決議には参加していないこと」を総合的に判断して、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではなく、自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていると判断する旨の意見書を平成30年1月19日に取得しております。

### Ⅲ. 自己株式の消却方針

当社では、株主の皆様への利益還元の強化及び資本効率の更なる向上のため及び将来的な東京証券取引所一部指定を見据えた流通株式比率の向上のため、本公開買付けによって取得した自己株式の消却を実施することが有効であるとの判断から、本公開買付けにより取得した自己株式につきましては、その全株式を消却する方針について取締役会で決議いたしました。なお、自己株式の消却の実施につきましては、本公開買付けの決済日である平成30年3月13日以降に実施する予定です。

(ご参考)

(1) 発行済株式総数 (自己株式を含む)	29,353,270 株	(平成30年1月19日現在)
(2) 現在の自己株式数	517,545 株	(平成30年1月19日現在)
(3) 平成29年11月22日に公表済みの事項に係る消却株式数 (予定)	517,500 株	(平成30年1月19日現在の発行済株式総数に対する割合 1.76%)
(4) 本公開買付けにより取得する株式数 (予定)	3,250,000 株	(平成30年1月19日現在の発行済株式総数に対する割合 11.07%)
(5) 本公開買付けにより取得する株式に係る消却株式数 (予定)	3,250,000 株	(平成30年1月19日現在の発行済株式総数に対する割合 11.07%)
(6) 消却後の自己株式数 (予定)	45 株	(消却後の発行済株式総数に対する割合 0.00%)

#### IV. 今後の見通し

本公開買付けによる当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上